

最高裁秘書第1259号

令和8年4月15日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司様

最高裁判所事務総長

苦情の申出に係る対応について（通知）

下記1の苦情の申出について、当庁がした司法行政文書の開示の判断は、下記2の答申を受けたことを踏まえ、相当であると判断しましたので、通知します。

記

1 苦情の申出の内容

(1) 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

令和6年12月1日現在の女性裁判官の人数を調査した際に作成し、又は取得した文書（内閣府男女共同参画局に提出した文書のうち、「令和7年度 女性の政策・方針決定参画状況調べ」として公表される文書は除く。）

(2) 苦情の申出がされた日

令和7年7月9日付け（同月10日受付）

2 答申番号

令和7年度（最情）答申第69号

（担当）秘書課（文書開示第二係） 電話03（4233）5240（直通）